特集「ユキマサくんと共にPRキャラバン隊が行く！」広報月間レポート

新春リニューアル号だニャ！

行政書士 奈良

No.136

2018年 1月

2大シリーズ企画スタート！

「ユキマサくんの行政書士見習い日記」
第1回 ～建設業の許可編～

「山田家の相続事件簿」
第1話『行政書士 大仏 武 登場』の巻

トピック 有期労働契約の無期転換ルールについて

連　載 ユキマサなら散歩
～大和川の水運～

日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

王寺町公式マスコット
雪丸

奇跡の遭遇

行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。

奈良県行政書士会　http://www.gyoseinara.or.jp/

目　次

行政書士 奈良
2018年（H30年）
1月号

連載　ユキマサなら散歩〈前編〉

平成30年　新年ごあいさつ
奈良県行政書士会　会長　末廣元孝　1
奈良県知事　荒井正吾　2
日本行政書士会連合会　会長　遠田和夫　3

ユキマサくんの行政書士見習い日記
第１回　～建設業の許可編～　4

平成29年度　行政書士広報月間のご報告　6

山田家の相続事件簿
第１話『行政書士 大仏　武 登場』の巻　8

研修に関するアンケート集計結果！　12

法改正情報　18

トピック　有期労働契約の無期転換ルールについて　20

女性行政書士による女性のための無料相談会を開催しました　10
女性会員の研修交流会を実施しました　11
一般財団法人建設業情報管理センターと業務提携契約を締結　15
ゆるキャラグランプリ2017結果発表　15
平成29年度行政書士試験を実施しました　16
平成29年度奈良県専門士業連絡協議会後援会のご報告　16
第３回特定行政書士法定研修考査を実施しました　17
新人会員のご紹介　22
会員の動き　　ユキマサなら散歩〈後編〉　24
編集後記

ユキマサくん
行政書士会の公式マスコットキャラクター

《連載》ユキマサなら散歩 ～大和川の水運～〈前編〉

初瀬川をその本流とし、佐保川、寺川、飛鳥川、曽我川、富雄川、竜田川、葛下川など多くの支流と合流しながら、奈良盆地を西へ横断するように流れている大和川は、近年まで重要な水運の路として機能していました。

古くは欽明天皇の時代に、百済よりの使節が瀬戸内海を経て難波（なにわ）より大和川を上り、今の桜井市金屋付近にあったとされる磯城嶋金刺宮（しきしまのかなさしのみや）に仏教を伝えたとされます。また、この地には海石榴市（つばいち）という古代の大きな市があり、そこでも水運が重要な役割を果たしたことでしょう。

（24頁へつづく）

（写真／文：広報部　佐藤貴玲）

平成30年　新年ごあいさつ

奈良県行政書士会
会長　末廣　元孝

新年明けましておめでとうございます。

皆様方にはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本会の事業運営に対しまして、ご理解とご協力を賜っておりますこと、心から御礼申し上げます。

さて、昨年の定時総会において会長に就任いたしましてから、早や半年余りが経過いたしました。

この間、執行部体制の中でも特に部門の所管を超え、横断的に取り組むべき重要課題に対応すべく「未納会費回収ＰＴ」・「窓口規制適正化推進ＰＴ」・「空き家対策ＰＴ」の３つのプロジェクトチームを結成し、迅速かつ着実に対応できる体制を構築いたしました。

また、各部においても、研修実施部門における研修体系の改善検討・新規登録会員の育成に資する実務研修制度の試行、より効果的な広報イベントの実施・広報誌の全面リニューアル、丁種封印に関する新制度への対応、ＡＤＲ認証取得後初となる調停人候補者の誕生、コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部の奈良市福祉センターでの無料相談会開催など従前以上に積極的な取り組みを実施してまいりました。

しかし、いずれも緒に就いたばかりであり、活動を一層加速・充実させ、着実なステップアップを目指していかなければなりません。

本年は、本会運営の組織改革を更に進めるべく会則改正の検討を本格化するとともに、喫緊の課題である事務局体制の再構築、さらには奈良県への誘致が決定した日本行政書士会連合会会長会の開催など課題は山積しております。

これらの諸課題を解決し、「より高みを目指す」という目標を達成するため、執行部一丸となり取り組んでまいります。会員の皆様には何卒倍旧のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本年が皆様にとりましてより良き一年となりますよう祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

平成30年　新年ごあいさつ

奈良県知事

荒井　正吾

奈良県行政書士会の皆様、明けましておめでとうございます。

平成30年の年頭にあたり、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年10月、奈良県は台風21号に襲われました。幸い人命の被害はなかったものの、農業、道路、河川、宅地等で大きな被害が発生しました。土砂崩れ、河川の氾濫、地震等の自然災害に対して強靱な県土を築いていくことが引き続きの県政の課題です。

数字でしかわからない県勢の動向があります。形としては目に見えないのですが、県勢の動きを知っていただきたく、いくつかをご紹介します。健康の分野では、「過去10年間のがん死亡率の減少幅が全国一になり、死亡率の順位が34位から9位に改善」、「健康寿命は男性が全国3位、女性が全国18位（前年の28位から大幅改善）」、「救急搬送受入件数がＥＲ型救急医療体制導入により大幅な増加（南奈良総合医療センターでは旧3病院のおよそ2倍）」などです。経済の分野では、「就業地別有効求人倍率が昨年10月には1.58と過去最高（人手不足ということでもありますが、賃金が上がることにもなります）」、「工場立地件数は、平成29年上期で全国7位（平成28年は全国12位）」、「障害者雇用率は2年連続で全国1位」などです。

形に見える県勢のうごきとしては、南奈良総合医療センターの開院に加え、五條病院のリニューアルオープン、ドクターヘリの運航開始など医療体制が整ってきました。県営プール跡地のコンベンションホール等の工事も始まりました。（仮称）登大路バスターミナルの建設も進んでおり、吉城園周辺、高畑町裁判所跡地、少年刑務所跡地も、ホテル等の整備を行っていきます。その他、京奈和自動車道の五條北ＩＣと御所南ＩＣが開通し、南の区間は大変便利になりました。

また、奈良県経済発展の礎となるリニア中央新幹線の「奈良市附近駅」の20年後の完成がほぼ確実になってきました。インバウンド観光の取り組み、産業と研究機能の集結等に全力で智恵を出し、工夫をしていきたいと思っています。

今年も皆様とともに、奈良の発展に力を尽くしたいと思います。

皆様におかれましても、県民と行政の架け橋として、今後益々ご活躍いただきますことをご期待申し上げますとともに、一層のお力添えをくださいますよう心からお願い申し上げて、新年の挨拶といたします。

平成30年　年頭所感

日本行政書士会連合会
会長　遠田　和夫

平成30年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

日頃から、奈良県行政書士会及び会員の皆様には、日行連の事業運営に対し、御理解と御協力を賜るとともに、行政書士制度の発展に御尽力をいただき、心から御礼を申し上げます。

さて、昨年6月の定時総会において日行連の会長に再任されてから、早いもので半年が経過しました。私が会長に就任して以来、本誌を通じて私の理念や思いを発信しているところ、日行連の方針などについて理解が深まったとの声もいただきますが、必ずしも肯定的なご意見ばかりをいただいているわけではありません。しかしながら、どのようなご意見であれ、会員一人一人が制度について考える良い機会を提供できているものと認識し、有難く真摯に受け止め、会務執行のモチベーションにするとともに、制度の維持発展に向けた諸政策や直面している諸問題の解決策の糸口として有効活用させていただきたいと考えています。今後とも会員の皆様とともに、より良い制度の未来像を作り上げられるよう日々精進してまいります。

今期、重要な施策として、「法定相続情報証明制度」「所有者不明土地問題」「空き家対策」などの国の重点的政策への対応を掲げており、外部の研究会や協議会において意見を申し述べ、行政書士の活用の推進を図っております。また、特定行政書士制度の発展と活用に向けた取組についても検討を進めています。当制度については、3年目の研修考査を終え修了者は3500名を超えたところです。引き続き、国民の皆様や自治体への制度の周知に加え、利用者や会員にとって当制度が魅力あるものとなるよう、特定行政書士の価値の創出に取り組みたいと考えています。具体的には、今後、行政手続を研究テーマとした学会の設立や、各種法令や条例、不服申立事例を集積したデータベースを備えた相談センター「行テラス」の設置について構想を進め、研究発表やデータベースの提供を通じて、社会全体に特定行政書士の存在や利用価値をアピールし、認知度及び地位の向上を図ることができればと考えています。

上記構想や行政書士制度調査室の実現等に向けて、引き続き組織改革も進めてまいります。これまで行政書士特有の業域の広さ故に、日行連の事業も拡大の一途をたどってまいりましたが、行政書士という資格の特徴を明確にし、国民の意識の中での存在をより鮮明にするためにも、改めて「選択と集中」の観点から、委員会等部署の統廃合も視野に組織を再編成し、迅速かつ柔軟な事業執行を可能とする体制を目指してまいります。

各方面からの行政書士制度に対する期待に応え、更なる可能性を広げていくには、会員の皆様のお力添えが不可欠です。引き続き会長として全国会員の先頭に立ち、会員の皆様の声に耳を傾けながら間断なく邁進することをお誓い申し上げます。最後になりましたが、この新しい年が奈良県行政書士会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

ユキマサくんの
行政書士見習い日記

第1回
～建設業の許可編～

いつも飼い主の『くらしまもる先生』のとなりで行政書士のお仕事を熱心に学んでいるユキマサくん。

猫界の行政書士になるため、今日も先生にピッタリと寄り添って、一生懸命に業務を勉強しています。

ユキマサ「まもる先生、おはようございますニャ！今日はどんなお仕事をするのかニャ？」

まもる先生「おはよう、ユキマサくん。今日は建設業の許可申請の書類を提出しに行くよ。」

ユキマサ「先生、建設業というのはなにかニャ？」

まもる先生「建設業とは、建物を建てる仕事のことだよ。でも一口に『建物を建てる』と言っても、仕事の内容が細かく分かれているんだ。例えば、電気工事や水道工事、防水工事や内装仕上げ工事など29もの業種に分かれていて、工事をするためにはそれぞれの業種の許可が必要なんだよ。」

ユキマサ「建設業をするために、どうして許可がいるのニャ？」

まもる先生「建物は安全でなければ、みんな安心して暮らしていくことができないよね？そこで、建設業者が安全な建物を建てることができるかどうかという基準を国や都道府県が定めているんだ。ある規模以上の工事をする建設業者は、その基準を満たして許可を受ける必要があるんだよ。」

ユキマサ「へー、みんなの暮らしを守るために、建設業の許可という制度があるんだニャ。」

まもる先生「ただ、建設業者の中でも『軽微な工事（※）』のみを請け負う業者は許可を受けなくてもいいんだ。でも、将来、公共工事の入札に参加することになった時のためや、自分の会社の信頼度向上などのために許可を取得しておくことはとてもメリットがあることなんだよ。」

ユキマサ「なるほど、勉強になったニャー！」

まもる先生「では、そろそろ奈良県庁に出かけようか。」

ユキマサ「県庁に行くのは初めてだニャ！」

まもる先生「さあ、着いた。ここが書類を提出する『建設業・契約管理課』だよ。」

県庁に着いたニャ！
この窓口で書類を確認してもらうのニャ

ユキマサ「なんだか緊張するニャ・・・」

まもる先生「よし。無事に提出が済んだね。」

ユキマサ「先生、さっき提出した書類はすごくたくさんあったニャー。」

まもる先生「建設業の許可申請には、添付しなければいけない書類がたくさんあるんだ。許可を取るために必要になる条件を「要件」というんだけど、建設業の場合、６つの要件を満たさないといけないんだ。その要件を証明するためにたくさんの資料が必要なんだよ。」

ユキマサ「書類の作成にはどれぐらいの時間がかかるのニャ？」

まもる先生「正しく申請書類を作成するために、まずは依頼者さんとよく話して、詳しく事情を聞くんだ。それから必要な資料を集めて書類を整える。だから準備にはすごく時間がかかるんだよ。」

ユキマサ「依頼者さんそれぞれ事情もちがうから、しっかりお話を聞くことが大事なんだニャ。」

まもる先生「提出した申請書類は、これから審査に出され、しばらくしてから許可通知書が届くんだ。」

ユキマサ「建設業の許可申請の手続きはタイヘンなんだニャー。」

まもる先生「時間と手間がかかる複雑な手続きを確実に行うのが行政書士の仕事だよ。」

ユキマサ「ボクもがんばるニャ！」

せんとくんと握手したニャ！
県庁の屋上は見学自由で、
すごく見晴らしがいいのニャ！

〈手続きの流れ〉

お問い合わせ・面談ご予約
↓
許可要件のヒアリング
↓
申請書、添付書類の作成
↓
申請書提出
↓
審査
↓
完了・交付

〈要件〉

①経営業務管理責任者がいること
②専任技術者を各営業所に配置すること
③不正又は不誠実な者がいないこと
④財産的基礎があること
⑤適法な営業所があること
⑥欠格要件に該当しないこと

〈※軽微な工事とは〉

☆建築一式工事（総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事）の場合
工事一件の請負代金が１５００万円未満（税込）の工事、または延べ床面積が１５０㎡未満の木造住宅の工事

☆建築一式工事以外の場合
工事一件の請負代金が５００万円未満（税込）の工事

平成29年度　行政書士広報月間のご報告

毎年10月は行政書士広報月間です。今回は「ユキマサくんと共にPRキャラバン隊が行く!!」と題し、10月17日（火）、18日（水）の二日間にわたって県内各地にて広報活動を行いました。

17日の午前中はあいにくの天気でしたが、天理駅前より広報活動を開始しました。オリジナルグッズやティッシュを配布したり、行政書士についてご存知かアンケートにお答えいただいたりとPRを行いました。

ユキマサくんは、奈良市役所を表敬訪問。仲川げん市長と面談させていただきました。

昼は八木駅前にてPRを行いました。

次に、奈良の特産品である三輪素麺の工場を訪問し、施設内を見学させていただきました。その後、ユキマサくんと共に上牧町役場を表敬訪問し、今中富夫町長と面談させていただきました。

夕方からは、ユキマサくんと五位堂駅前にてPRを行いました。

奈良県の名産品素麺は
こうやって作られているんだ～
（撮影協力　㈱三輪そうめん松田）

天理から奈良市へ！
仲川市長を囲んで

◆　第１日　10月17日（火）

17：30 ～ 18：30
近鉄五位堂駅
（北側ロータリー周辺）

10：00 ～ 11：00
近鉄・ＪＲ天理駅
（天理駅前広場
コフフン周辺）

13：00 ～ 14：00
近鉄大和八木駅
（北側・南側出口周辺）

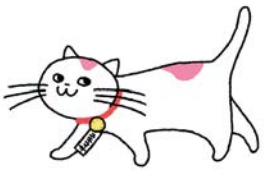

18日は、終日ユキマサくんが広報活動メンバーと一緒に行動しました。

午前中は大和西大寺駅前、昼は生駒駅前、夕方は王寺駅前にてPRを行いました。

王寺駅では、王寺町の人気ゆるキャラ「雪丸」とまさかの対面が実現し、周囲は大盛り上がりとなりました。

二日間の活動を通じ、小さなお子さんからご年配の方まで幅広い方々と触れ合うことが出来、行政書士について知っていただく機会を作ることができました。ユキマサくんはどこでも大人気で迎えていただき、行政書士をより身近な存在だと感じていただくことも出来たのではないかと思います。

PR活動には、多くの奈良会会員の方々にもご参加いただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

全行程が終了!!　お疲れ様でした

今中町長との固い握手

コスモスが綺麗に咲いています。
行政書士の徽章はコスモスなんですよ！

◆　第2日　10月18日（水）

10：00 ～ 11：00
近鉄大和西大寺駅
（サンワシティ
東側歩道周辺）

17：30 ～ 18：30
ＪＲ王寺駅
（中央改札出口北側周辺）

生駒駅から宝山寺へ
13：00 ～ 14：00
近鉄生駒駅
（中央改札出口周辺）

山田家の相続事件簿

第１話『行政書士 大仏　武（たける） 登場』の巻

山田家で巻き起こる相続騒動を、ペットのさくらが全４回にわたって語っていきます。
この物語を通じて、相続の基本知識の確認や相続にまつわる手続きなどを、一緒に確認していきましょう。
※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

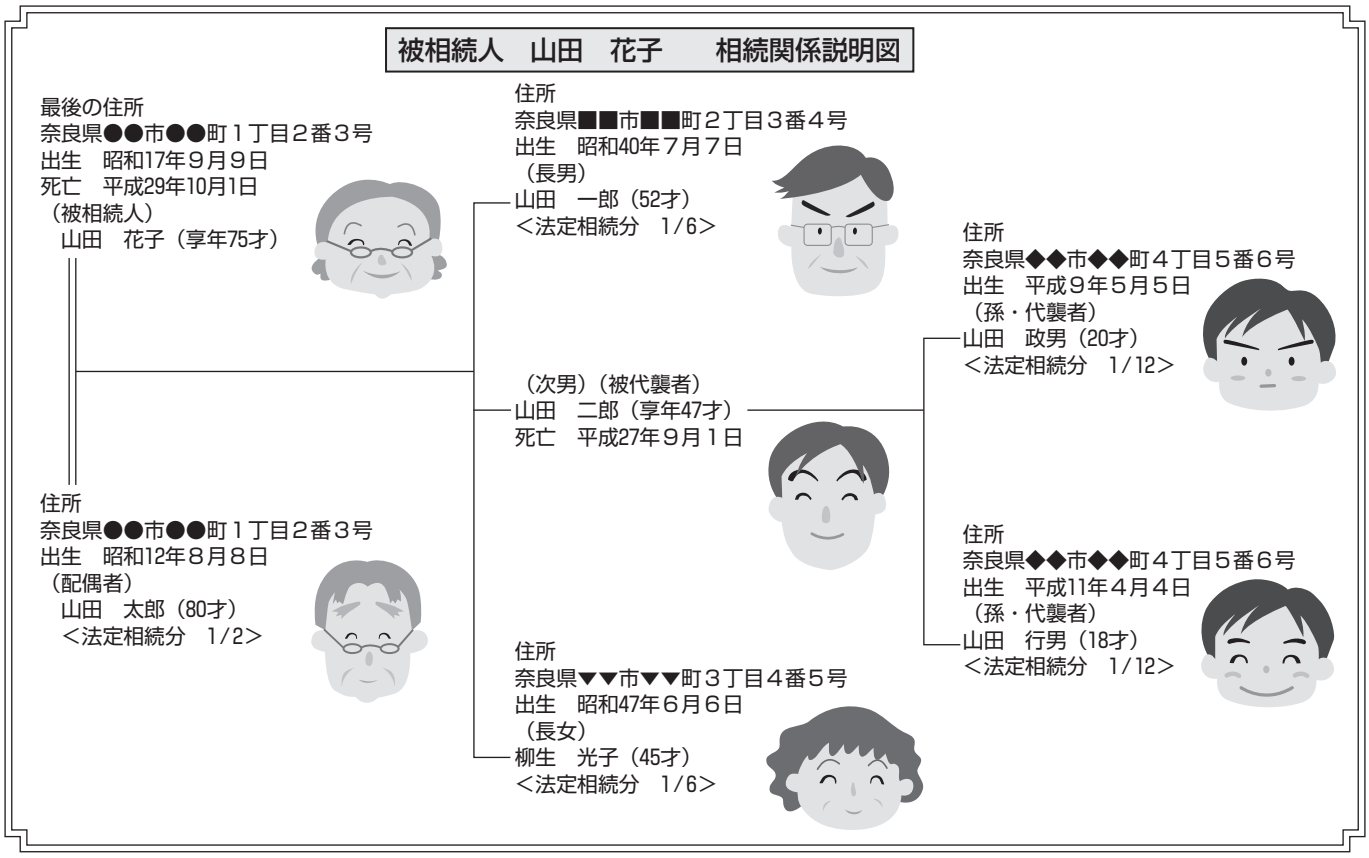

はじめまして。わたしの名前は、さくら。山田家で飼われている柴犬なの。朝起きたら、わたしの飼い主のおじいちゃん（**太郎**）がとっても悲しんでいるの。どうしたのかな。おじいちゃんの傍でしばらく様子をみていたら、なぜだかわかった。３ヶ月くらい前から、病気で入院していたおばあちゃん（**花子**）の容体が急変して、亡くなってしまったんだって。おばあちゃんはすごく優しくて、わたし、おばあちゃんのことが大好きだったから、とっても悲しい。

わたしは、80歳のおじいちゃんと今回75歳で亡くなったおばあちゃんと一緒に暮らしているの。２人の間には、長男の**一郎さん**、次男の**二郎さん**、長女の**光子さん**がいるのよ。次男の**二郎さん**は、２年前に既に亡くなっているけど、20歳の**政男君**と18歳の**行男君**の２人の子供がいるの。おじいちゃんとおばあちゃんの孫で、とっても仲の良い兄弟よ。

子供達はみんな別のおうちに住んでいるけど、お正月には帰って来てみんなで楽しく過ごすのよ。みんなが帰ってくると、おじいちゃんとおばあちゃんは嬉しそうだし、わたしもたくさん遊んでもらえておいしいおやつなんかももらえるから、みんなが帰ってくるのがとっても楽しみなの。

でも、おばあちゃんのお葬式で帰ってきたみんなはちっとも楽しそうじゃなくて、難しい顔して色んなお話ししてる。どうやらみんなは、「相続」とかいうやつの話をしているみたい。わたしたちの住んでいる家は、元々おばあちゃんのご先祖代々の土地で、おばあちゃん名義のものなんだって。（おじいちゃんは、俗にいう婿養子さんらしいの。）そして、おばあちゃんは遺言書を書いていなかったらしいわ。あとは、「法定相続」とかいう難しい言葉とか、「相続放棄」っていうものをする場合は、3ヶ月以内じゃないとダメだとか、「相続税の申告」とやらは10ヶ月以内にしないといけないとか、色々あるみたい。とっても大変だし、難しそうよ。みんな大丈夫なのかしら。

おばあちゃんのお葬式が終わってから1ヶ月が経って、おじいちゃんは最近ようやく元気を取り戻してきたみたい。だけど、例の「相続」っていうやつは、まだ何にも出来てないみたいだし、おじいちゃんのことがまだまだ心配。

わたし、お散歩中によく出会うお友達のチワワのしか丸にそのことを話してみたの。しか丸のご主人は、「大仏武先生」っていって「行政書士さん」なんだって。そして、例の「相続」ってやつの相談に乗ってくれるらしいの。

わたし、おじいちゃんを連れてその、大仏武先生の行政書士事務所に相談に行くことにしたわ。大仏武先生の事務所では、おばあちゃんが遺言書を書いていなかったことや、家の名義のこと、家族構成なんかを伝えたの。そしたらまずは、相続人と財産の確定をしましょうってことになったわ。

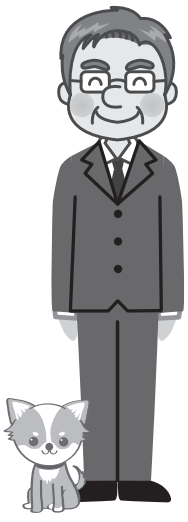

そのためには亡くなったおばあちゃんの出生から死亡までの戸籍を取寄せたり、財産を確認したり、色々しないといけないんだって。やっぱりとっても大変そう。おじいちゃんは戸籍の取寄せと財産の調査を、大仏武先生にお任せすることにしたの。

（次号に続く）

ポイント1

法定相続とは・・・

遺言がない時に、民法の規定により相続を行うことです。配偶者は常に相続人となります。

第1順位：配偶者と子供・代襲相続人（孫・ひ孫等）が相続人である場合
配偶者1/2 、子供（2人以上のときは全員で）1/2

第2順位：配偶者と直系尊属（父母・祖父母など）が相続人である場合
配偶者2/3 直系尊属（2人以上のときは全員で）1/3

第3順位：配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合
配偶者3/4 兄弟姉妹・代襲相続人（甥・姪一代のみ）（2人以上のときは全員で）1/4

※子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けることになります。
※実子も養子も相続分は同じです。

ポイント2

財産のチェックポイント

1．不動産関係
2．銀行預金
3．有価証券・債券など
4．債権・債務
5．動産関係
6．貴金属・美術品など
7．生命保険
（相続財産にあたるか確認する）
8．リゾート・ゴルフ会員権

など

女性行政書士による女性のための無料相談会を開催しました

平成29年10月７日（土）　奈良県行政書士会　会議室にて

奈良県行政書士会では、毎月第２木曜日に無料相談会を実施しています。常設の相談会とは別に、女性の相談者を対象とした「女性行政書士による女性のための無料相談会」を実施しました。

当日、相談員として４名、受付２名の女性行政書士が待機しました。

相談会では、相続１件、内容証明１件の合計２件について相談対応させていただきました。内１件は対応した相談員に是非お願いしたいとのことで、受任案件に至りました。

一般の方へのＰＲとしては、産経新聞、奈良新聞、各メディア（ウーマンライフ、ならリビング）の無料枠で広告をさせていただきました。また、女性センター、イオンモールなど合計５ヶ所に相談会の案内を設置させていただきました。

「相続、遺言書、成年後見、離婚、起業、法人設立、許認可、ビザ申請、帰化申請、契約書作成、自動車に関すること、土地活用、農地法許可」と行政書士がお役に立てる事項を広告に列挙し、10月の行政書士広報月間特別企画にちなんだＰＲができました。

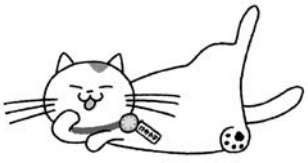

女性会員の研修交流会を実施しました

平成29年11月10日（金）奈良県行政書士会　会議室にて

①10月開催女性行政書士による女性のための相談会の事例について発表　報告者：若林会員、荒木会員
②近畿地方協議会女性担当者会議の報告と女性交流会の案内　報告者：坪田会員
③奈良県弁護士会主催女性士業の会　報告者：野村会員
④エンディングノート作成講座　研修　講師：吉田会員

近畿地方協議会女性担当者会議の報告、次期女性交流会の案内、その他各種女性の会の報告をすることにより、出席した女性会員に事業の趣旨を周知することができました。

また、吉田良子会員による研修では、エンディングノートの書き方や意味を学び、遺族や本人にとっていかに大切であるか実体験を盛り込み説明してくださいました。

そして、私たち行政書士として事業運営ができないような事態が発生した時お客様に迷惑をかけないよう、ビジネスの上でも備えておく必要性を学びました。

女性会員同士の有意義な交流の場を設けることができ、今回の検討事項を踏まえて次年度も計画します。

研修に関するアンケート集計結果！

このたびは、研修に関するアンケートにご理解ご協力いただきまして、ありがとうございました。

いただいた回答をもとにした結果をまとめ、年代別や開業歴別で要望が多かったものや、研修形式・希望曜日・希望時間帯、いただいたご意見等を今回の誌面にて報告させていただきます。

（なお、全ての回答は別途、定期便にて配布させていただきます。）

アンケート集計時期　**平成29年10月13日～10月31日**

サンプル　**60回答／435配布**

年代	20・30代	40・50代	60・70代～	無記入	合計
	8	23	27	2	60
開業歴	3年未満	3～10年未満	10年以上	無記入	合計
	24	20	15	1	60

◆年代別ベスト５（複数回答可）

年代別ベスト５	１位	２位	３位	４位	５位	５位	５位	５位	５位
全体	民事信託	外国人技能実習生の受入	遺言の戦略的活用法	遺言と終活サポート	相続手続き全般のサポート				
数	25	22	21	21	19				
20・30代	遺言の戦略的活用法	遺言と終活サポート	工事経歴書作成について	産廃収集運搬許可申請	産廃収集運搬許可申請（積替え保管あり）	産廃処分業（中間処理・最終処分）	法人の合併・分割	事業承継	経営者が知っておくべき相続
数	5	5	4	4	4	4	4	4	4
40・50代	民事信託	農地転用手続き（3・4・5条）	会計記帳	外国人技能実習生の受入	一般乗用旅客自動車運送事業経営許可申請（福祉タクシー）	事業承継	遺言の戦略的活用法	離婚協議書作成	各種契約書
数	11	8	8	7	6	6	6	6	6
60・70代～	相続手続き全般のサポート	遺言と終活サポート	遺産に不動産がある場合の取扱い・評価方法等について	民事信託	外国人技能実習生の受入				
数	13	11	11	11	11				

◆開業歴別ベスト５（複数回答可）

開業歴別ベスト５	１位	２位	３位	４位	５位	５位	５位
全体	民事信託	外国人技能実習生の受入	遺言の戦略的活用法	遺言と終活サポート	相続手続き全般のサポート		
数	25	22	21	21	19		
３年未満	民事信託	遺言と終活サポート	離婚協議書作成	外国人の起業支援	相続手続き全般サポート	外国人技能実習生の受入	内容証明
数	13	11	11	11	10	10	10
３年以上～10年未満	遺言の戦略的活用法	遺言と終活サポート	一般社団・財団法人	遺産分割協議書の作成	民事信託	外国人技能実習生の受入	告訴状
数	9	8	6	6	6	6	6
10年以上	建設業許可（新規・更新～）	民事信託	外国人技能実習生の受け入れ	株式会社・合同会社	相続手続き全般のサポート	遺産に不動産がある場合の取扱い・評価方法等について	帰化許可申請
数	6	6	5	4	4	4	4

分野別上位ランキング

建設・産廃分野	数	運輸・交通分野	数	商工・経営支援分野	数	知的財産権分野	数	民事分野	数	国際分野	数	契約・文書	数	その他	数
農地転用手続き（3・4・5条）	17	一般乗用旅客自動車運送事業経営許可申請（福祉タクシー）	11	一般社団・財団法人	16	著作権登録申請	5	民事信託	25	外国人技能実習生の受入	22	内容証明	18	救命救急（AED取扱い）	4
産廃収集運搬許可申請（積替え保管あり）	12	有償貸渡許可申請（レンタカー）	8	事業承継	15	種苗法に基づく品種登録申請	4	遺言の戦略的活用法	21	外国人の起業支援	17	各種契約書	17	災害対応	4
産廃処分業（中間処理・最終処分）	12	旅行業登録申請	8	NPO法人	14	知的資産経営報告書	4	遺言と終活サポート	21	入管専門	15	告訴状・告発状	16	行政書士倫理	3
建設業許可（新規・更新・業追・許可換え）	11	倉庫業登録申請	7	会計記帳	14	プログラム著作物の登録申請	3	相続手続き全般のサポート	19	帰化許可申請	15			マナー研修	2
宅建取引業免許申請	11	特殊車両通行許可申請	6	株式会社・合同会社	12	工業所有権の手続き	2	遺産に不動産がある場合の取扱い・評価方法等について	17	就労ビザ申請	14				
その他農地法手続き	11	一般貸切旅客自動車運送事業経営許可申請（貸切バス）	6	その他の法人、組合、団体等	12			離婚協議書作成	17	入管基礎	13				
競争入札参加資格審査申請	10	一般貨物自動車運送事業経営許可申請	6	障害福祉サービス事業の指定	12			遺産分割協議書の作成	16	永住許可申請	11				
測量・製図、実地測量	10	一般貨物自動車運送事業（譲渡譲受・合併・分割・相続）	6	電子定款認証	11			成年後見制度	11						
経営事項審査申請	9	無人航空機の飛行に関する許可・承認	6	経営者が知っておくべき相続	11										
経営状況分析申請	9			法人の合併・分割	10										
産廃収集運搬許可申請	9			資金調達	10										
開発行為許可申請	9			古物商許可	10										
工事経歴書作成について	8			代行業からコンサルタントへ	10										
特管産廃取集運搬許可申請	7														
全チェック数	181	全チェック数	124	全チェック数	174	全チェック数	18	全チェック数	147	全チェック数	107	全チェック数	51	全チェック数	13

◆研修形式について（複数回答可）

講義形式	望ましい	どちらともいえない	望ましくない
	49	7	0
ゼミ形式・座談会形式	望ましい	どちらともいえない	望ましくない
	30	19	6
書類作成形式	望ましい	どちらともいえない	望ましくない
	43	9	4

◆開催希望曜日（複数回答可）

月	17
火	25
水	23
木	18
金	24
土	12
日	12

◆開催希望時間帯（複数回答可）

午前中	23
13：00～17：00	32
17時以降	9

●研修に関する意見、具体的に希望する研修の意見（いただいた意見の一部をご紹介します。）

・建設業許可申請ならワイズシステムの具体的な操作方法、会社設立なら電子定款のやり方、その他、製図の仕方等、実践的な研修が望ましいように思います。
・即実務で使える具体的内容の研修。（書類作成）
・建設業関係の事例研究。総合評価入札制度、契約書作成などの建設業許認可の周辺実務。顧問先との雑談のネタとなる実務情報。
・以前何度かあり好評だったので、登録間もない会員を対象とした営業・事務所経営・ノウハウ研修みたいなものがあればよいのではと思います。
・社会福祉法人、事業組合の設立、宗教法人について。
・ペット信託、契約書の見本、具体的事例、動物の法務。
・民事信託の具体的活用事例の解説、現状（特に金融機関の対応状況）、他士業との協働方法について。
・中南和で開催を検討してくださると助かります。（年に数回だけでも）
・通常の研修は VOD でよい。
・規模の大きな研修の際は、懇親会も設定いただければうれしいです。

開業歴の浅い会員を中心に、実践的な内容の研修を要望される方が多かったです。営業方法・事務所運営、受任後のフォローまで実務以外での要望もありました。

建設・運輸は行政書士の定型的業務のためか、主業務としている人が多いわりにチェックが少なめになっているように思います。全般的に相続分野の要望はどの分類でも高く、また、これから人材不足の時代に着眼しているためか、国際関係も予想以上に高かったです。

たくさんの方にご回答いただき、様々なご要望・ご意見をお聞きすることができました。感謝を申し上げます。今後の研修企画、運営に役立てて参ります。ありがとうございました。

研修指導部・第１業務部・第２業務部　一同

一般社団法人建設業情報管理センターと業務提携契約を締結

本会と一般財団法人建設業情報管理センター（CIIC）は、平成29年11月24日に、業務提携契約を締結し、同日調印式が行われました。

本会は、今回の業務提携により、同センターが開催される講習会や勉強会、同センター開発のソフトウェアの無償提供などの業務支援をいただくこととなります。

今後とも末永いご支援・ご協力よろしくお願いいたします。

ゆるキャラグランプリ2017結果発表

平成29年11月18日（土）・19日（日）に決戦投票が行われた「ゆるキャラグランプリ2017 in 三重桑名・ナガシマリゾート」にて、ユキマサくんが企業・その他ランキングで第７位になることが出来ました！

「応援してくれたみんな、ホントにホントにありがとうニャー！」（ユキマサくん談）

平成29年度行政書士試験を実施しました

◆日　時：11月12日（日）13時～16時
◆場　所：奈良大学

奈良県：受験申込者数　　433名　　当日受験者数　　343名
（全国計：受験申込者数　52,214名　　当日受験者数　40,447名）

当日は天候にも恵まれ、受験者にとって最適な環境で実施することができました。
試験監督員や試験本部員として本会会員51名に試験実施事務のご協力を頂きました。
なお、合格発表は平成30年１月31日（水）です。

平成29年度奈良県専門士業連絡協議会後援会のご報告

◆日　時：11月13日（月）15時～17時
◆場　所：奈良ロイヤルホテル「鳳凰の間」
◆講演会：第１部　「公証事務について」
講師：奈良公証人会　会長　松尾　昭彦　様
第２部　「銀行からみた相続のもめごと・トラブル・注意事項」
講師：南都銀行事務サポート部　相続センター
センター長　野村　卓司　様
梅原　和也　様

奈良県内の専門士業10団体が一堂に集まり、親睦や交流を深めることを目的に行われました。
今年度は第１部では公証人の松尾昭彦氏が、公正証書の作成事務を中心に、作成上の注意点等をお話くださいました。第２部では南都銀行相続センターの梅原和也氏が、相続預金の払い戻しにおける、さまざまなトラブルや注意事項等について実例を用いて解説していただき、大変有意義な講演会となりました。

また、講演会終了後には懇親会が行われ、各団体が相互に交流を深めることができました。

第３回特定行政書士法定研修考査を実施しました

◆**日　時**：10月22日（日）14時～16時
◆**場　所**：やまと会議室

台風が接近する中、第３回目の特定行政書士法定研修考査が行われました。７月から実施していた法定研修受講者５名が受験されました。

今年度は新たに４名の合格者が誕生し、本会における特定行政書士は33名になりました。これから益々特定行政書士の資格をもつ会員が増加します。市民の皆様の信頼に応えることができるよう努めてまいります。

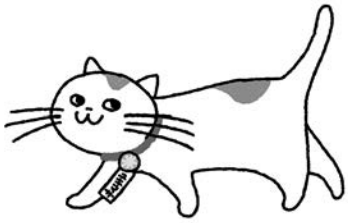

facebookもチェック

奈良県行政書士会 広報部
公式 facebook はじめました！

行政書士会のさまざまな活動や情報を発信していきますので、ぜひご覧ください。

いいね! **も お願いします。**

@gyoseinara.kouhou　検索

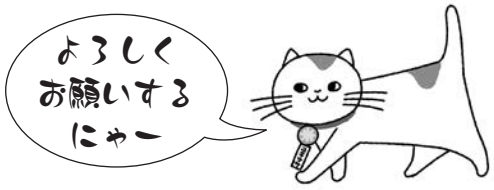

法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続きの変更にもアンテナをはりましょう。

法改正情報

標準貨物自動車運送約款等の改正について

（国土交通省ＨＰより抜粋）

●改正法施行日：平成29年11月４日

●改正の概要

標準貨物自動車運送約款等について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備します。

（１）運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定。

（２）料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定

（３）付帯業務の内容として「横持ち」等を明確化等

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

（国土交通省ＨＰより抜粋）

●改正法施行日：平成29年４月１日

（平成29年４月１日施行以外の部分については、平成30年４月１日に施行されます。）

●改正の概要

我が国が本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中、既存住宅流通市場の活性化は、国民資産である住宅ストックの有効活用、既存住宅流通市場の拡大による経済効果の発現、ライフステージに応じた住替えの円滑化による豊かな住生活の実現等の観点から重要な政策課題となっています。

一方、我が国の既存住宅の流通量は、年間17万戸前後と横ばいで推移しており、既存住宅の流通量が増加しない要因の一つとして、消費者が住宅の質を把握しづらい状況にあることが挙げられています。

このため、消費者が安心して既存住宅の取引を行える市場環境の整備を図り、既存住宅の流通を促進する必要があります。

また、近年、不動産取引に関連する制度等が専門化・高度化していることに鑑み、宅地建物取引業の業務に従事する者の資質の向上や、消費者利益の保護の一層の徹底を図る必要があります。

これらを踏まえ、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）を改正。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000132.html

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布（水銀関係）

（環境省ＨＰより抜粋）

●改正法施行日：平成29年10月１日

●改正の概要

（１）特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分基準の追加

（２）廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

（３）水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加

（４）従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加

（５）最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加

http://www.env.go.jp/press/104151.html

労働時間等見直しガイドライン、育児・介護休業指針が改正

（厚生労働省ＨＰより抜粋）

●改正法施行日：平成29年10月１日

●改正の概要

今般、キッズウィーク（地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組）への対応や労働者が裁判員として刑事裁判に参画しやすくするとともに、平成29年６月９日に閣議決定された「規制改革実施計画」で示された転職しても転職が不利にならない仕組みをつくるため、労働時間等見直しガイドラインが改正。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律

（国土交通省観光庁ＨＰより抜粋）

●改正法施行日：平成30年１月４日

●改正の概要

（１）通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を、平成30年１月４日とする。

（２）通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令

○通訳案内に関する研修を実施する研修機関の登録の有効期間は、３年とする。

（３）通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

○旅行サービス手配業者に係る観光庁長官の権限に属する事務を、旅行サービス手配業者の主たる営業所を管轄する都道府県知事に行わせることとする一方で、旅行サービス手配業者に係る報告徴収・立入検査の事務については、観光庁長官も行うことができることとする。

○このほか、所要の改正を行う。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000333.html

有期労働契約の無期転換ルールについて

無期転換ルールとは「改正労働契約法」（平成25年４月１日施行）により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が反復更新されて通算５年を超えたときに、有期契約労働者（契約社員、パートタイマー、アルバイトなどの名称は問わず雇用期間が定められた社員で以下「有期社員」とします）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約＝無期労働契約に転換されるルールのことです。

無期労働契約への転換を申込む権利＝無期転換申込権が発生した契約期間中に、その労働者から無期転換の申込みがあった場合は、使用者は申込みを承諾したものとみなされ断ることができず、その時点で無期労働契約が成立します。

四コマ漫画by行政書士坪田尚子

無期転換申込権は次の３要件がそろった時に発生します。（例外あり）

① 有期労働契約の通算期間が５年を超えている

例えば、平成25年４月から１年ごとに更新されている有期社員は、平成30年４月から無期転換申込権が発生します。契約期間が３年の有期労働契約を更新した場合は、通算契約期間自体は６年になるため、４年目にはすでに無期転換申込権が発生します。

通算契約期間は平成25年４月１日以降に開始した有期労働契約から算定し、それ以前に開始した有期労働契約は算定対象となりません。

② 契約の更新回数が１回以上

契約更新が１回以上行われていることが無期転換申込権発生の要件となります。

③ 現時点で同一の使用者との間で契約している

通算５年を超えて契約をしてきた使用者との間で、現在、有期労働契約を締結していることが要件となります。

平成30年４月以降、有期労働契約で働く多くの方に無期転換申込権の発生が見込まれるため、「2018年問題」とも呼ばれて、その対応に注意していく必要があります。

無期労働契約に転換すると、いったい何が変わるのでしょうか。

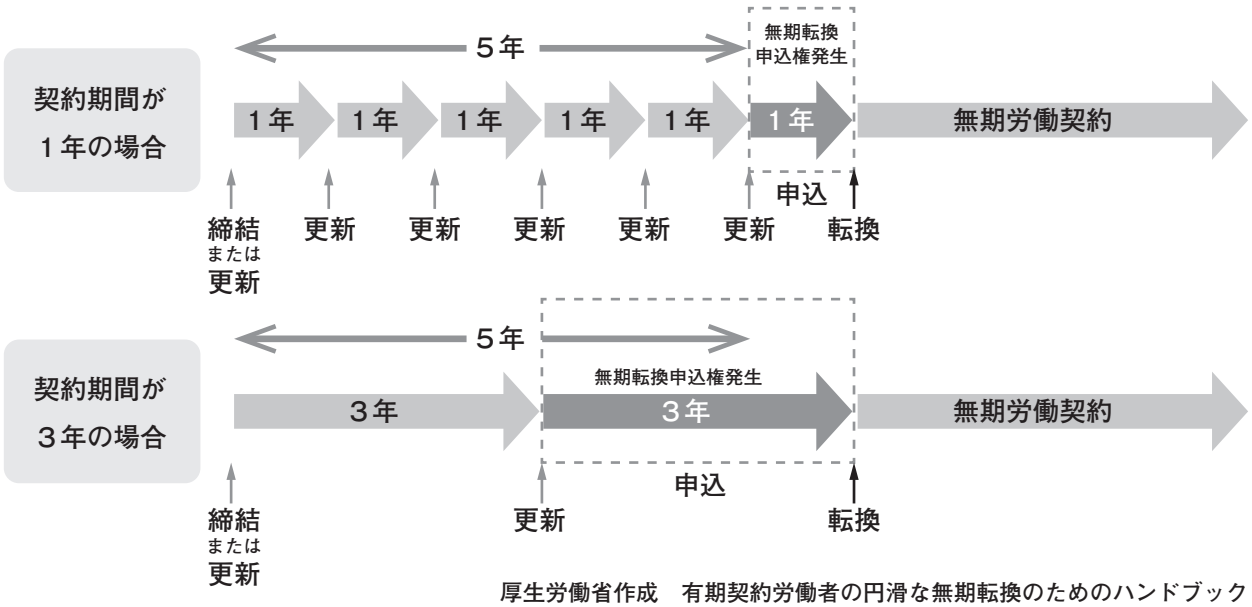

厚生労働省作成　有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000138212.html　より援用

企業側としては、会社の実務や事情に精通する無期労働契約の社員を比較的容易に獲得することができる、有期労働契約から無期労働契約に転換することで長期的な視点に立ち社員育成を実施することができる等のメリットが期待されます。

有期社員側には、雇用の安定性に欠ける有期労働契約から無期労働契約に転換することで安定的かつ意欲的に働くことができる、長期的なキャリア形成を図ることができる等のメリットが期待されます。

しかしその一方で、業界や企業により異なりますが、人件費コスト増大のために大量の雇止めが発生する、雇用条件の悪化等のデメリットが発生することも考えられます。企業側、有期社員側双方とも、早い段階からその影響や対応について準備していく必要があります。

現在、厚生労働省では、「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」を作成し、説明や導入支援を行っていますので、活用されてはいかがでしょうか。

http://muki.mhlw.go.jp/

新規登録会員さん! いらっしゃい!!

①登録年月日　②事務所所在地　③事務所名称　④事務所電話番号

村　上　和　郎　むらかみ　かずろう

① 2017年８月15日
② 633-0066
桜井市大字西之宮266番地の12
③ 行政書士村上和郎事務所
④ 0744－46－1339

新　屋　珠　美　しんや　たまみ

① 2017年８月１日
② 630-8334
奈良市西新屋町２番地
③ 行政書士　新屋珠美事務所
④ 0742－26－7856

北　田　浩　司　きただ　こうじ

① 2017年８月15日
② 636-0123
生駒郡斑鳩町興留４丁目10番地14
野口ビル３階
③ 北田行政書士法務事務所
④ 0745－74－6167

村　上　宏　行　むらかみ　ひろゆき

① 2017年８月１日
② 631-0033
奈良市あやめ池南八丁目８番１－６号
③ 行政書士村上宏行事務所
④ 0742－31－7274

柳　　惠美子　やなぎ　えみこ

① 2017年８月15日
② 632-0093
天理市指柳町373－5
③ 行政書士柳惠美子事務所
④ 090－3359－1614

大　槻　昌　史　おおつき　まさし

① 2017年８月15日
② 634-0051
橿原市白橿町２丁目25番11号
③ ＬＰＣ行政書士法人
④ 0744－27－6135

金　澤　宏　和　かなざわ　ひろかず

① 2017年10月15日
② 630-0213
生駒市東生駒３丁目398番地97
③ かなざわ行政書士事務所
④ 0743－74－8870

島　田　　哲　しまだ　さとし

① 2017年８月15日
② 634-0831
橿原市曽我町732番地11
③ やまと行政書士事務所
④ 050－3746－0123

中　川　　敦　なかがわ　あつし

① 2017年11月１日
② 630-8044
奈良市六条西三丁目18番15号
③ 行政書士　中川　敦事務所
④ 0742－51－1779

徳　久　亮太郎　とくひさ　りょうたろう

① 2017年10月15日
② 636-0123
生駒郡斑鳩町興留４丁目10番16号
野口ビル３階
③ 行政書士徳久亮太郎事務所
④ 0745－70－1216

竹　田　興　司　たけだ　こうじ

① 2017年12月1日
② 634-0073
橿原市縄手町２１１番地の４
ファミールタケダ102号室
③ 竹田行政書士事務所
④ 0744－48－0505

西　野　智　洋　にしの　ともひろ

① 2017年11月１日
② 636-0122
生駒郡斑鳩町阿波２丁目10番30号
③ 西野行政書士事務所
④ 0745－75－3495

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 行政書士法人の入会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

入会年月日	法人事務所名	事務所所在地	事務所電話
2017年11月15日	ＬＰＣ行政書士法人	〒634-0051 橿原市白橿町２丁目25番11号	0744－27－6135

★会員の動き★

変　　更

変更年月日	変更事項	氏　　名	内　　容
2017年８月15日	事務所の所在地	岡　本　　勧	〒639-0225　香芝市瓦口2205　グランディールヤマナカ603号
2017年９月15日	事務所の所在地 事務所の電話	北　株　君　代	〒634-0061　橿原市大久保町502番地の１ サンウィンディアＢ201 ０７４４－５５－２５８７
2017年９月15日	事務所の名称	前　田　勝　徳	行政書士事務所アート・ビジネスブレイン

退　　会

退会年月日	氏　　名	事務所所在地・事務所電話	事　由
2017年８月31日	森　　久　勝	〒630-0263　生駒市中菜畑２丁目977番地12 ０７４３－７４－２５７３	廃　　業
2017年９月30日	竹　田　　仁	〒636-0021　北葛城郡王寺町畠田７丁目７番２号 ０７４５－７２－７０６１	廃　　業
2017年９月28日	小　林　　薫	〒631-0065　奈良市鳥見町一丁目16番地の19 ０９０－８４８４－９３６７	廃　　業
2017年11月30日	片　山　　聖	〒633-0206　宇陀市榛原天満台西４丁目21番の17 ０７４５－８２－５５４	廃　　業
2017年12月１日	森　　章　浩	〒636-0202　磯城郡川西町結崎668－10 ０７４５－４４－８１０６	廃　　業

お亡くなりになった方

死亡年月日	氏　　名	事務所所在地・事務所電話
2017年６月28日	髙　木　宏　哲	〒630-8113　奈良市法蓮町１６６番地の１ シャトレ井田２階 ０７４２－３３－８１４８
2017年９月17日	加　來　宗　雄	〒630-8114　奈良市芝辻町一丁目６－７ ０７４２－３３－６４２２

《連載》ユキマサなら散歩 ～大和川の水運～〈後編〉

もっとも大和川水運が盛んになったのは江戸初期からで、慶長14（１６０９）年、片桐且元が自領の龍田より年貢米を運ぶために大和と河内の境、今の柏原市と王寺町付近にある浅瀬や滝のある難所、亀の瀬を開削し、翌15年に立野村の安村喜右衛門にその支配を命じたことが契機となりました。亀の瀬から下流は剣先船、上流はやや小さい魚梁船が航行する区分が出来、亀の瀬の南北両岸の浜（川港）にて荷物の積み替えが行われました。魚梁船の「魚梁」とは、龍田大社の瀧祭にて神前に供える魚を捕る梁漁に由来するようで、安村喜右衛門は龍田大社の祭祀に関わる神人でありました。以後、一時期を除き安村家が長く魚梁船を支配していきます。

魚梁船は廣瀬大社からほど近い川合浜、御幸ケ瀬（河合町）を通り、佐保川は番条（大和郡山市）、初瀬川は嘉幡（天理市）、天神（川西町）、寺川は今里（田原本町）、飛鳥川は松本（田原本町）、その他多くの浜へと上りました。中でも今里浜は、東に

≪編集後記≫

皆さま、明けましておめでとうございます。

今号より広報誌名をこれまでの「行政 なら」から「行政書士 奈良」に変更すると共に、表紙デザインをリニューアルいたしました。読者対象者をこれまでの会員の皆さまに加え、今後は会員以外の方にも広げていき、多くの方々に行政書士の活動を知っていただきたいとの思いから、発行元が明確に分かる広報誌名に変更し、紙面の内容がよりダイレクトに伝わるように分かりやすく親しみやすい表紙デザインといたしました。

新たに始めました広報部の公式 facebook と共に、今後も引き続き会員の皆さま及び県民の皆さまにお役に立つ情報を、様々な形でお伝えしてまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

広報部　副部長　西澤　伸明

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第136号

発　行　平成30年１月１日発行

発行人　末廣　元孝

発行所　奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の１

（株）T.T. ビル３階

TEL 0742－95－5400

FAX 0742－26－6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

http://www.gyoseinara.or.jp/

中街道が通っているという立地もあり、「大和の大坂」と称されるほどの繁栄ぶりであったといいます。

河内からは干鰯、油粕、塩、炭、海産物などが運ばれ、大和からは米、雑穀、農産物、綿花、素麺、特産品などが運ばれました。江戸時代から明治になっても魚梁船による水運は続き、その頃には今里浜から道頓堀までの人乗船も出ていたそうです。

しかし、明治５年、大和川南岸に新道（現国道25号）が作られたことにより徐々に陸運に移っていきました。その後、大阪鉄道により明治23年に王寺―奈良間、明治25年には奈良―湊町間の路線が開通し、明治31年には奈良鉄道により桜井―京終間も開通しました。これにより、物資の輸送は鉄道に移り、大和川の水運は終焉を迎えました。

現在、水運が盛んな往時の姿を偲ばせるものはほとんどありませんが、浜付近の古い街並みの中には、船板を壁板として利用した古民家も残っているようで、自治体による調査が行われています。また、私たちが川というものについて特に意識する機会も少なくなりつつありますが、重要な輸送路、交通路であった歴史を持ち、今の奈良の形成につながっていることを考えるのも興味深いことかと思います。

正 誤 表

15頁　表題	(誤)　一般社団法人建設業情報管理センター (正)　一般財団法人建設業情報管理センター
16頁　表題	(誤)　平成29年度奈良県専門士業連絡協議会後援会 (正)　平成29年度奈良県専門士業連絡協議会講演会

謹賀新年

会長	末廣元孝
副会長	谷澤祐樹
副会長	黒田敬子
副会長	板倉靖史

理事（総務部部長）	松田登美子
理事（経理部部長兼第１業務部副部長）	森田泰浩
理事（広報部部長）	坪田尚子
理事（監察部部長）	遠山健太郎
理事（研修指導部部長）	土谷正典
理事（第１業務部部長）	樋口一也
理事（第２業務部部長）	吉田良子
理事（総務部副部長）	稲本太一
理事（経理部副部長）	田村豊
理事（広報部副部長）	松本和也
理事（監察部副部長）	田中和智
理事（研修指導部副部長）	松井紀行
理事（第１業務部副部長兼広報部副部長）	西澤伸明
理事（第２業務部副部長）	杉山毅
理事（第２業務部副部長）	野村早香
監事	谷口晴康
監事	西田周祐
相談役	中山保比古
相談役	川合利章
法規等審査委員会委員長	稲本太一
法規等審査委員会委員	佐藤貴玲
〃	杉山毅
〃	松井紀行
〃	森田光弘

綱紀委員会委員長	有本利廣
綱紀委員会副委員長	西畑喜之
綱紀委員会委員	井原吉男
〃	加藤由美
〃	藏之上邦男
〃	平櫛恵美子
〃	山﨑博之
選挙管理委員会委員長	芦髙信一
選挙管理委員会副委員長	田中佑宜
選挙管理委員会委員	市川亮
〃	上仲裕美
〃	松田直樹
〃	山田祐己
行政書士ＡＤＲセンター奈良センター長	濱口和久
副センター長	米田英樹
運営委員会委員	奥隆
〃	谷口眞人
〃	福岡長二郎
〃	吉田良子
〃	山﨑靖子（弁護士）

会員の皆様、新春のお慶びを
申し上げます。
本年も、一層のご指導の程
お願い申し上げます。